



県章

群馬県報

平成26年
2月4日(火)
第9169号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
公 告	
○所在不分明通知(森林保全課)	2
○同	6
○同	9
○土地改良事業の完了(農村整備課)	13

■ 告 示

◎群馬県告示第25号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	富岡神流線	多野郡神流町大字塩沢字平仁田973番の3地先から同郡同町大字同字関端352番の1地先まで	前	2.2~7.0 7.0~89.1	2100.0 1980.0
			後	7.0~89.1	1980.0

■ 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容をみなかみ町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成26年2月4日

群馬県知事 大澤 正 明

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
利根郡みなかみ町上津字足壇木3559の1から3559の5まで、字念住3563の1から3563の3まで、字下不動3564、3569	山田藤松	共有林
同	林巳之吉	同
同	金古義一郎	同
同	深津千代吉	同
同	山田丑松	同
同	原澤軍次郎	同
同	深津儀作	同
同	杉木惣太郎	同
同	馬場又作	同
同	長谷川弁次郎	同

同	原澤佐一郎	同
同	山田林太郎	同
同	高橋俊弥造	同
同	原澤豊次郎	同
同	原澤丈太郎	同
同	原澤臺重郎	同
同	深津丈五郎	同
同	木村音吉	同
同	高橋貞次郎	同
同	高橋寅吉	同
同	平井和重郎	同
同	高橋傳吉	同
同	山田昌治	同
同	西堀角次郎	同
同	西堀九平太	同
同	高橋六松	同
同	田村庄次郎	同
同	林猶次郎	同
同	高橋金米	同
同	高橋梅作	同
同	高橋易治	同
同	高橋定吉	同
同	高橋直次郎	同
同	高橋藤太郎	同
同	林弥代松	同
同	林浅五郎	同
同	前原吉松	同
同	阿部利十郎	同
同	林孫平	同
同	林長太郎	同

同	林団十郎	同
同	矢島竹次郎	同
同	奈良慶次郎	同
同	奈良種吉	同
同	関口市太郎	同
同	林金作	同
同	高橋友太郎	同
同	大川晴太郎	同
同	阿部力藏	同
同	林栄三郎	同
同	林孫太郎	同
同	林作治郎	同
同	杉木億十郎	同
同	前原利吉	同
同	杉木末次郎	同
同	田村平吉	同
同	高橋今助	同
同	斉藤孫三郎	同
同	阿部重藏	同
同	阿部八重吉	同
同	高橋慶一郎	同
同	高橋徳次郎	同
同	高橋梅吉	同
同	高橋円成	同
同	高橋筆作	同
同	高橋卯吉	同
同	高橋七之助	同
同	高橋重吉	同
同	片山説聞	同
同	高橋隆造	同

同	林惣次郎	同
同	前原甚之助	同
同	高橋福太郎	同
同	高橋安次郎	同
同	鬼頭小三郎	同
同	石井善治	同
同	木村君平	同
同	高橋謙太郎	同
利根郡みなかみ町上津字足壇木3559の5	鬼頭善次郎	共有林

(2) 指定の目的 水源の涵養^{かん}

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
利根郡みなかみ町後閑字上稗田1482、字城山1711の4	明德寺	
利根郡みなかみ町下津字後沢1445の2	原澤峯三郎	共有林
同	小林磯吉	同

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
利根郡みなかみ町下津字内野3234	高橋三郎	

利根郡みなかみ町下津字内野3286の2	山本良平	
---------------------	------	--

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成25年5月21日群馬県告示第205号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容をみなかみ町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成26年2月4日

群馬県知事 大澤 正 明

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
みなかみ町大字藤原字宝川1935の2、1938の1、1938の3、字内野甲6293の2	萩原 ぎよ子	共有林
みなかみ町大字藤原字内野甲6293の2	小野政義	共有林
同	小野正志	同
同	林正衛	同
みなかみ町大字藤原字芦沢6369、6370の1	大坪ソノ	共有林
同	中島光男	同
同	中島春美	同
同	林チヨ子	同
同	中島ツネ子	同
みなかみ町大字藤原字芦沢6369、6370の1、字宝台樹915の3から915の6まで、915の8から915の11まで、915の18、915の20、915の22から915の24まで、915の26、915の27、915の36から915の38まで	林賢二	共有林

みなかみ町大字藤原字宝台樹915の3から915の6まで、915の8から915の11まで、915の18、915の20、915の22から915の24まで、915の26、915の27、915の36から915の38まで	佐藤愛正	共有林
---	------	-----

(2) 指定の目的 水源の^{かん}涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
みなかみ町大字湯原字上ノ平185	須藤やぎ	
みなかみ町大字湯原字上ノ平187	芝田慶一郎	
みなかみ町大字湯原字上ノ平190	須藤音松	
みなかみ町大字小仁田字筒中87	木村正巳	共有林
同	田村公	同
みなかみ町大字藤原字芦ノ田902の5	林好志	共有林
みなかみ町大字藤原字蛇喰1895の1	中村折三郎	共有林
同	中村俊吉	同
同	中村きのい	同
同	佐藤敬一郎	同
同	佐藤一郎	同
みなかみ町大字藤原字壺畝田4404の6、4404の8から10まで、4405の1、4405の4、4405の5、4405の8	林賢二	共有林
みなかみ町大字藤原字壺畝田4405の1、4405の4、4405の5、4405の8	阿部弘	共有林
みなかみ町大字藤原字壺畝田4405の4、4405の5、4405の8	阿部庫久	共有林
みなかみ町大字藤原字西原5319の1	中島泉	共有林
みなかみ町大字藤原字西原5319の1、5319の25	中島佐馬藏	共有林
同	大坪ソノ	同
みなかみ町大字藤原字西原5319の25	中島廣兵衛	共有林

みなかみ町大字藤原字青木沢937の3	林富雄	共有林
同	林五百枝	同
みなかみ町大字大穴字坂上624	阿部文雄	

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
みなかみ町大字鹿野沢字センノ上217	山口戸久次	共有林
同	山口周次	同
同	荒木積司	同
同	山口市五郎	同
同	木村豊作	同
同	山口孫太郎	同
同	木村牛松	同
同	荒木証明	同
同	武田正	同
同	山口良男	同
みなかみ町大字小仁田字日影444	田村公	

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成25年6月4日群馬県告示第223号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を沼田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成26年2月4日

群馬県知事 大澤 正 明

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
沼田市屋形原町字傘ヶ峰2999の1、2999の7	根岸なか子	共有林
同	島田富造	同
同	生方茂司	同
同	真下榮授	同
同	生方徳一	同
同	根岸幸雄	同

(2) 指定の目的 水源の^{かん}涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
沼田市岡谷町字峰1196、1147の1、字諏訪1523の1、1523の5、字赤城1333	牧野英吉	共有林
沼田市岡谷町字峰1196、1147の1、字諏訪1523の1、1523の5、字赤城1333、1348	原要八	共有林
同	牧野梅作	同
同	牧野喜三郎	同
同	大島五作	同
同	中村常平	同
同	大島喜宅	同

同	小林多兵衛	同
同	田中市太郎	同
同	佐藤八作	同
同	牧野斧作	同
同	米山松次郎	同
同	赤井由松	同
同	赤井勝次	同
同	原信司	同
同	笹川紋太郎	同
同	大竹幸助	同
同	岡崎関藏	同
同	赤井定四郎	同
同	七五三木綱之助	同
同	角田頼右エ門	同
同	赤井左京	同
同	牧野鶴吉	同
同	八田長太郎	同
同	小林角之助	同
同	牧野徳七	同
同	大竹佐兵衛	同
同	阿部庄次郎	同
同	能登安太郎	同
同	牧野利吉	同
同	中村勝次郎	同
同	岡谷喜三郎	同
同	中村傳作	同
同	小林春丙	同
同	大竹福松	同
同	大島秋卯	同
同	阿部元次郎	同

同	石田寛	同
同	遠藤廣吉	同
同	原弘太郎	同
同	大島善吉	同
同	内山金三郎	同
同	原庄作	同
同	瀬間和久次	同
同	田中勇之助	同
同	横山忠作	同
同	牧野亀藏	同
同	牧野庄藏	同
同	千明作次	同
同	大島廣吉	同
同	大島酉藏	同
同	鈴木午之助	同
同	星野市太郎	同
同	大竹吉五郎	同
同	岡谷周助	同
同	山田 <small>さむ</small>	同
同	原源次郎	同
同	牧野平五郎	同
同	腰野太郎	同
同	赤井村次郎	同
同	大島理兵衛	同
同	棚山十一	同
同	大島作次郎	同
同	角田各右エ門	同
同	七五三木弥平	同
同	佐藤利兵衛	同
同	大島與七	同

沼田市岡谷町字峰1147の2	牧野薫	共有林
沼田市岡谷町字諏訪1385、1405	中村良雄	
沼田市上川田町字日影1345の1	佐藤徳三郎	共有林
同	登坂義吉	同
同	山田寅吉	同
同	宮下傳之助	同
同	佐藤啓三郎	同
同	湯本幾右衛門	同
同	湯本新五郎	同
同	佐藤為吉	同
同	宮下松太郎	同
沼田市上川田町字日影1355	藤塚三利	
沼田市柳町字寺久保2607	水田守吉	
沼田市岩本町字戸島山田1314	金子熊重	
沼田市岩本町字細ヶ谷979	金子邦衛	
沼田市高橋場町字上木田2208の1、字林ノ上4515の2	中村辰雄	
沼田市岩本町字瀬戸ヒラ1093の甲	金子丈助	
沼田市下川田町字宮塚1454の2	深津明	

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日影1345の1、1355、字上木田2208の1、字林ノ上4515の2、字宮塚1454の2
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
沼田市上川田町字滝合1655の1	佐藤徳三郎	共有林
同	登坂義吉	同

同	山田寅吉	同
同	宮下傳之助	同
同	湯本幾右衛門	同
同	湯本新五郎	同
同	佐藤為吉	同
沼田市上川田町字滝合1655の1、1655の2	佐藤啓三郎	共有林
同	宮下松太郎	同

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成25年6月18日群馬県告示第254号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の工事が完了したので公告する。

平成26年2月4日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良事業の名称	地区名	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業(担い手育成型)	内郷	平成22年3月19日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111